

# 知っておこう！マイナンバー制度

来年から施行される「マイナンバー制度」。個人・法人問わず、じつは事業主の方には管理責任などの大きな責任がかかってくることとなります。そもそも「マイナンバー」とはなんなのか？どういうときに必要で、どのような管理が必要となるのか。

知らなかったでは済まされません、今の内に確認しておきましょう！

- ◎ 日 時： 平成27年9月9日(水)  
午後1時30分より3時30分まで
- ◎ 場 所： 久喜市商工会館2階研修室(久喜市久喜中央4-7-20)
- ◎ 講 師： 春日部税務署職員・社会保険労務士
- ◎ 内 容： 税務申告、社会保険、労働保険などでどのようなときにマイナンバーが必要になり、どのように利用するのか。また、施行される上での管理問題や注意点など。
- ◎ 定 員： 50名(先着順)
- ◎ 受講料： **無 料!**
- ◎ 申込先： 久喜市商工会 久喜市久喜中央 4-7-20  
TEL 21-1154/FAX 21-2337
- ◎ 問合せ先： 久喜市商工会 久喜本所 TEL 0480-21-1154 栗橋支所 TEL 0480-52-1559  
菖蒲支所 TEL 0480-85-0311 鷺宮支所 TEL 0480-58-1202



共催：春日部法人会 久喜支部・鷺宮支部

切り取らずに FAX するか、窓口にお持ちください

税務講習会「マイナンバー制度に関する講習会」受講申込書

平成 27 年 月 日

事業所名	
所在地	
氏名	
電話番号	

